

高知県地球温暖化防止県民会議後援事業承認事務取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、高知県地球温暖化防止県民会議（以下「県民会議」という。）が後援する事業に係る承認事務を適正に行うための承認基準その他必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において「後援」とは、事業の趣旨に賛同し、当該事業の実施について協力することをいう。

(名義)

第3条 後援の名義は、「高知県地球温暖化防止県民会議」とする。

(承認基準)

第4条 後援の承認基準は、別表に掲げるとおりとする。

(申請手続)

第5条 後援の承認を受けようとする者は、別記第1号様式又は次の事項を記載した書面により、原則として名義使用開始の14日前までに、県民会議の事務局を経て、会長に提出するものとする。

- (1) 事業の名称、目的及び内容
- (2) 主催者の職、氏名及び事務局等連絡先
- (3) 開催日時（期間）及び開催場所
- (4) 参加対象者及び参加見込者数
- (5) 他の共催者及び後援者（予定者を含む。）
- (6) 入場料金その他参考事項

(決定)

第6条 前条の規定による申請があった場合、第3条に規定する名義の使用については、幹事長がその内容を審査し、適当と認めるときは別記第2号様式による承認通知書により、承認できないときはその旨を、それぞれ当該申請者に通知するものとする。

(事業計画の変更等)

第7条 事業の主催者は、申請時の事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、速やかに当該変更又は中止に係る内容について、県民会議の事務局を経て、会長に届け出なければならない。

(承認の取消)

第8条 会長は、後援を承認した事業であっても、その内容が第4条の承認基準に該当しなくなったときは、その承認を取り消すものとする。

2 前項の規定による承認の取消については、第6条の規定を準用する。

(事業の完了報告)

第9条 後援の承認をうけた事業が完了したときは、別記第3号様式又はそれにかわる報告を遅滞なく書面で、県民会議の事務局を経て、会長に提出するものとする。

(雑則)

第10条 後援の承認の手続を経ずに、第3条に規定する名義を無断使用した場合（承認前

に既に印刷し、公表した場合を含む。)は、警告書を出すとともに、その事由によっては以後の後援の承認は認めないものとする。

附 則

この要領は、平成 20 年 11 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 8 月 5 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

後援の承認基準

主催者についての承認基準	1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びに連合体 2 新聞社、放送局等の報道機関 3 地球温暖化防止活動の円滑な推進に寄与する事業を行っている企業、事業者団体、NPO等各種団体
事業内容についての承認基準	1 県民会議の運営方針に反しないものであること。 2 事業の目的が、地球温暖化防止活動の円滑な推進に寄与するものであること。 3 特定の宗教、政党の宣伝、勧誘等を意図したものでないこと。

備考

- 1 主催者については、「主催者についての承認基準」の表の右欄の 1 から 3 までのいずれかの要件に該当しなければならない。
- 2 事業内容については、「事業内容についての承認基準」の表の右欄の 1 から 3 までのすべての項目に該当しなければならない。

第1号様式

高知県地球温暖化防止県民会議後援申請書

平成 年 月 日

高知県地球温暖化防止県民会議会長 様

所在地
団体名
代表者

印

高知県地球温暖化防止県民会議後援事業承認事務取扱要領第4条の規定に該当する事業を下記の内容で実施しますので、同要領第5条に基づき後援を申請します。

名称 (事業名)	
日時	承認の日から平成 年 月 日まで 実施年月日 年 月 日～ 年 月 日 時 分 時 分
会場(場所)	
趣旨 目的	
主催団体名	
後援団体名	
入場料	
参加見込者数	
連絡責任者	住所 氏名 TEL
備考	

※ 申請書の記載については、裏面をよくお読み下さい。

第1号様式裏面

申請時の注意点

- 1 申請書は名義使用開始の14日前までに提出してください。
(名義使用開始とは、高知県地球温暖化防止県民会議の名義を使用した文書やポスターを印刷するなどの作業に取りかかる時点を言います)
- 2 申請書中の各欄はできる限り詳細に記入してください。欄中に収まらない場合は、別紙としていただいても結構です。
- 3 申請書に次の書類を添付して提出してください。
 - (1) イベントの具体的な内容がわかる資料(開催要項、企画書、チラシ等)
 - (2) 団体の活動についてわかる資料(団体の規約、役員名簿、今までの活動内容概略等)(初回申請の場合)
 - (3) 収支予算書(入場料を取る場合)
- 4 事業を実施する際及びその前後において、申請内容と違う事業が行なわれることが認められる場合は、後援の承認を行うことはできません。承認した事業であっても、その承認を取り消すことがありますので注意してください。

参考

高知県地球温暖化防止県民会議後援事業承認事務取扱要領(抜粋)

第4条 等の承認基準は、別表に掲げるとおりとする。

別表(第4条関係)

主催者についての承認基準	<ol style="list-style-type: none">1 国、地方公共団体及びこれらの機関並びにその連合体2 新聞社、放送局等の報道機関3 地球温暖化防止活動の推進に寄与する事業を行っている企業、事業者団体、NPO等各種団体
事業内容についての承認基準	<ol style="list-style-type: none">1 県民会議の運営方針に反しないものであること2 事業の目的が、地球温暖化防止活動の円滑な推進に寄与するものであること3 政治的、宗教的又は商業的活動に関する宣伝、勧誘等を意図とするものでないこと

第2号様式

番 号
平成 年 月 日

様

高知県地球温暖化防止県民会議会長

後援事業の承認について（通知）

平成 年 月 日付で申請のあった高知県地球温暖化防止県民会議の名義使用に係る事業の後援については、下記のとおり承認します。

記

- 1 対象事業
- 2 期 間 承認の日から平成 年 月 日まで
- 3 事業計画変更 申請後事業計画を変更し、又は中止しようとするときは、直ちに届けてください。
- 4 事業完了報告 事業完了後、1ヵ月以内に事業の結果を書面で提出してください。

第3号様式

高知県地球温暖化防止県民会議
後援事業完了報告書

平成 年 月 日

高知県地球温暖化防止県民会議会長 様

(報告者)

所在地

団体名

代表者

印

平成 年 月 日付けで承認を受けた高知県地球温暖化防止県民会議の名義使用にかかる事業後援について、高知県地球温暖化防止県民会議後援事業承認事務取扱要領第9条に基づき報告します。

名称 (事業名)	
実施期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日 時 分 時 分
会場(場所)	
主催団体名	
他の 後援団体名	
入場料	
入場者数	
事業効果や 今後の課題	
連絡責任者	住所 氏名 TEL
備考	

※ その他参考になる資料(作成したチラシなど)がありましたら、添付してください